

(社)愛知県建設業協会表彰規程及び表彰規準(抜粋)

条	項	号	規程	規準	備考
2			(表彰の種類)		
		1	表彰の種類は次の4種類とする		
		2	特別表彰(第3条、個人表彰)		申請書様式1,2
		3	地方団体表彰(第4条)		申請書様式4
		4	会員表彰(第5条、企業会員表彰及び 地方団体会員表彰)		申請書様式5 申請書様式6
3			永年勤続表彰(第6条、個人表彰)		申請書様式1,2
			(特別表彰)		
		1	特別な功績に対する表彰は、次のーに該当する者とする。ただし、地方団体の会員にあっては、所属地方団体の推薦によるものとする	第3号から第5号については、表彰対象者の所属する会員が協会加入後15年以上であること	
		2	協会発展のために特に協力され、その功績が特に顕著な者	業界、学会、官界、法曹界等において建設業界発展のため特に協力した者であること	
		3	永年にわたり建設業界の健全な発展のために尽力され、その功績が顕著な者	年齢80歳以上で、永年中央または地方業界発展のため尽力された功労者であること	
		4	多年にわたり地方団体の役員又は委員として建設業の健全な発展のために尽力され、その功績が顕著な者	年齢50歳以上の者で、役員等の勤続年数20年以上(断続は妨げない。)あり、現在その職にある者又は表彰日前1年以内にその職にあった者であること。	
		5	協会会員及び地方団体の会員の会社(個人企業を含む)に多年にわたり役員又は企業経営の要職にあり、かつ建設業の健全な発展のために尽力され、その功績が顕著な者	勤続年数25年以上(断続は妨げない。)の者で、現在その職にある者又は表彰日1年以内にその職にあった者であること。	勤続年数25年以上は、第6条と同じ
4			6 災害に際して、地域住民の生命、身体又は財産の保護に顕著な成果のあった者	勤続年数25年以上(断続は妨げない。)の者で、現在その職にある者又は表彰日1年以内にその職にあった者であること。	
			(地方団体表彰)		
		1	地方団体に対する表彰は、次のーに該当する団体とする。	総務委員会(総合企画専門委員会を含む。)委員の推薦のある団体であること。表彰対象者の会員が協会加入後15年以上であること	地方団体表彰 推薦書 様式7
		2	団体の運営を円滑に行うとともに、加盟会員の経営の合理化、企業倫理等の向上に努め、他の団体の模範となる団体		
		2	積極的に社会貢献活動等に努め、他の団体の模範となる団体	対象となる社会貢献活動 ①災害対応活動(自然災害応急復旧活動、災害協定に基づく災害活動等) ②地域貢献活動(河川、道路等の清掃活動、環境保全活動、自治体行事への協力活動等) ③建設関連イベントの開催(親子現場見学会、児童を対象の工作教室等) …(資料添付)実施した新聞報道記事、パンフレット、自治体等からの感謝状の写し。	

5	(会員表彰)		
	会員に対する表彰は、次のーに該当する者とする。ただし、地方団体の会員にあっては、所属地方団体長の推薦によるものとする。	表彰対象者の所属する会員が、協会加入後15年以上であること。	
	1 経営の合理化並びに技術の向上等に努め、健全な建設業の発展のためにその成果が顕著な会員		
	2 労務及び福利厚生等の改善に努め、職員の能率増進にその功績が顕著な会員		
	3 会員相互の倫理の向上等に努め、健全な建設業の発展のためにその成果が顕著な会員		
	4 環境に配慮した建設業の推進に努め、その成果が顕著な会員		
6	5 積極的に社会貢献活動等に努め、その功績が顕著な会員	対象となる社会貢献活動は、規程第4条第2号と同じ。	
	(永年勤続表彰)		
	会員の職員(従業員)及び地方団体の会員の職員(従業員)で、25年以上にわたり、よく職務に精励し、勤務成績が良好である者に対して行う。ただし、地方団体の会員にあっては、所属地方団体長の推薦によるものとする。	年齢50歳以上で建設業に勤続25年以上の者。愛知県外に本社のある会員に勤務する者は、愛知県内の支店(営業所等を含む。)に2年以上勤務していること。表彰対象者の所属する会員が、協会加入後15年以上であること。	